

年次報告書提出を巡る現状とその将来

第1

FATF審査の最新状況

依頼者の本人特定事項の確認等に関する協議会議長 松山 憲秀 (46 期)

1 はじめに

2021年8月30日、我が国におけるマネー・ローンダリング（以下「マネロン」という）及びテロ資金供与対策の状況を審査したFATF第4次対日相互審査報告書が公表された（FATF：マネー・ローンダリング防止に関する基準やテロ資金供与への対抗策などを世界規模で策定する国際的政策立案機関）。

2 FATF 第4次対日相互審査の概要

FATFによる相互審査とは、FATF参加国・地域が互いに他の参加国等におけるFATF勧告の遵守状況を審査し合う、というもので、この度の第4次相互審査は、①監督当局と事業者を対象に、

②立法・制度面（40個あるFATF勧告が法令の形で実現されているか）と、

③実態・運用面（マネロン・テロ資金供与防止対策として直接的効果が見込まれる11項目が達成されているか）

から、取組み状況を総合的に評価するものである。

3 相互審査の結果

相互審査の結果、監視対象国と非監視対象国に分けられ、非監視対象国の中で、評価の低い国等は

「重点フォローアップ」に該当するとされて、今後5年間のフォローアップ期間中に3回にわたる改善状況の報告が求められる。我が国は、立法・制度面、実態・運用面のいずれも低評価で、「重点フォローアップ国」に指定された。

4 弁護士・弁護士会に求められるもの

(1) 我が国は重点フォローアップ国として改善に努めなくてはならないが、同時に弁護士も一事業者として、「マネロン等に関わる危険性は決して低くない」という自覚を持って自らの業務の危険度を把握し、その危険度を下げよう努力しなければならない。

(2) 日弁連及び各弁護士会は、年次報告書を通じて弁護士によるマネロン等対策の取組みを確認しつつ、有益な情報は会員に周知・還元して、対策の有効性を向上させ続けなければならない。

(3) このような観点から、法人等の悪用を防止するため、法人の実質的支配者の特定・本人確認のための日弁連規程等の改正が必要になる可能性もある。第2に記載のとおり弁護士自治を守るためにも、引き続き、マネロン等防止対策につき協力をお願いしたい。

第2

年次報告書提出の意義

依頼者の本人特定事項の確認等に関する協議会委員 北野 孝輔 (60 期)

1 マネー・ローンダリング等への関与の防止

テロや組織犯罪への資金供与を防止する国際的な取組みが行われる中で成立した犯罪による収益の移

転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）に基づき、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）は、依頼者の本人特定事項の確認及び記

録保存等に関する規程及び規則を定め、さらに同規程等を改正し、2018年1月1日より、所属弁護士会に対して年次報告書を作成して依頼者の本人特定事項の確認状況等を報告することを弁護士に義務付けた。

この経緯からも明らかなとおり、年次報告書を提出することの第一の意義は、個々の弁護士がテロや組織犯罪への資金供与やマネー・ローンダリング等の違法な行為に関与してしまうことを防ぐことにある。

2 弁護士自治の確保

ところで、弁護士以外の士業には、依頼者の本人特定事項の確認や確認記録の保存などが、法律で直接義務付けられているが、弁護士にはかかる義務付けがなく、日弁連が会則により自主的に規律することが認められている（犯罪収益移転防止法12条1項）。

これは、同法が制定された当時、日弁連が、弁護士会の高度の自治権（国家機関等からの独立）を尊重するように求めたことの成果である。

しかし、仮に弁護士が犯罪収益移転防止法の要請を無視するようであれば、同法12条の改正を招き、ひいては、部分的とはいえ、弁護士が国家機関の監督を受ける事態を招きかねない。

よって、年次報告書の提出義務の履行は、犯罪収益移転防止法の要請を、弁護士会の自主的な取組みにより達成することで、高度に認められている弁護士自治を確保することに資するという側面もある。

3 当協議会の取組み

当協議会では、このような年次報告書提出の意義を踏まえ、当会の全会員が年次報告書提出義務を履行するよう働きかけを行っている。

第3

年次報告書提出に関する現状分析

依頼者の本人特定事項の確認等に関する協議会委員 齋藤 魁（70期）

1 提出者数

年次報告書提出状況に関する現状分析を行うと、約90%超の会員が、6月30日の締め切りを遵守し、提出を済ませている。提出者数は、当会から各会員に対してメールやFAXなどで報告書の提出を促す連絡が送信された直後に増加する傾向にあり、督促の効果が見て取れる。

6月末の提出期限を過ぎた後も、当会から各会員に対する督促は続けており、例年、8月末から9月頃までには、99%近い会員の提出が完了する形となっている。昨年度も、当会における最終的な提出率は99.5%となった（令和3年12月17日時点）。このように、毎年ほぼ全会員からご協力をいただいております。改めて感謝を申し上げます。

2 未提出のケースについて

さて、当協議会では、この8月末から9月頃の時期を目途に、未提出者に対する個別の連絡や、報告書の書き方説明会を実施している。

未提出となっている会員の傾向としては、当会からの報告書提出を促す連絡を会員本人が受領できていないケース（健康上の理由で事務所に出ていない等）や、報告の対象期間内に弁護士業務を行っていないので、提出の必要がないと誤解しているケース等がある。期間内に業務を行っていない場合にも、提出が求められている点には注意が必要である。

3 未提出者の状況からみる課題

未提出者の割合は全体からすると1%に満たないが、その中には上記の例のように、会員本人と弁護士会とが直接やりとりができないケースが一定数存在する。背景に様々な事情があることは理解できる場所であるが、かかる事態への対応は、一般的には検討を要する課題と思われる。昨今、弁護士という存在は、犯罪収益の移転に利用される危険を想定しなければならない時代になってきているところ、弁護士会が弁護士に連絡が取れない事態は、そのような危険が見過されるリスクをはらんでいるからである。